

# 水俣市議会会議録

平成19年5月第2回臨時会（5月16日招集）

水俣市議会事務局

## 平成19年5月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

平成19年5月16日（水）

出欠席議員	1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程	2
事務局長の発言	3
○臨時議長の発言	3
開　　会	3
市長のあいさつ	4
開　　議	4
日程第1　仮議席の指定について	4
日程第2　議長の選挙について	4
○松本和幸君のあいさつ	6
休憩・開議	7
日程第3　議席の指定について	7
諸般の報告	8
日程第4　会議録署名議員の指名について	8
日程第5　会期の決定について	8
日程第6　副議長の選挙について	9
○瀧上道昭君のあいさつ	10
日程第7　常任委員及び議会運営委員の選任について	10
休憩・開議	11
日程第8　特別委員会の設置について	11
休憩・開議	12
常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長互選結果の報告	12
委員会の閉会中の継続調査について（日程追加）	13
採　　決	14
閉会中の継続調査申出書	14
日程第9　水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について	15
議案上程	16



討 論	33
○岩阪雅文君の反対討論（議第52号・議第53号）	33
○野中重男君の賛成討論（議第52号・議第53号）	33
採 決	33
閉 会	34

平成19年5月16日

平成19年5月第2回水俣市議会臨時会会議録  
(全)

## 平成19年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（全）

1、平成19年5月16日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。

1、平成19年5月16日午前10時1分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、平成19年5月16日午後4時28分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

---

平成19年5月16日（水曜日）

午前10時1分 開会

午後4時28分 閉会

（出席議員） 18人

松本和幸君	中原泰子君	高岡利治君
塩崎信介君	川上紗智子君	福田齊君
大川末長君	牧下恭之君	西田弘志君
中村幸治君	谷口眞次君	瀧上道昭君
真野頼隆君	岩阪雅文君	平松辰弘君
田中功君	野中重男君	緒方誠也君

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事務局長（牛迫秀基君）	次長（田畑純一君）
主幹（崎田雄七君）	議事係長（栄永尚子君）
書記（赤司和弘君）	

（説明のため出席した者） 14人

市長（宮本勝彬君）	助役（森近君）
総務企画部長（葦浦博行君）	産業建設部長（吉海安丈君）
福祉環境部長（吉本哲裕君）	総合医療センター事務部長（濱崎昭博君）
産業建設部産業づくり総室長（小林信也君）	福祉環境部次長（桑畑達美君）
水道局長（吉村明賢君）	教育長（大瀨洋君）
教育次長（坂本彰君）	総務企画部総務課長（田上和俊君）
総務企画部企画課長（松本幹雄君）	総務企画部財政課長（本山祐二君）

○議事日程

平成19年5月16日 午前10時開議

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

.....

第3 議席の指定について

第4 会議録署名議員の指名について

第5 会期の決定について

第6 副議長の選挙について

第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

第8 特別委員会の設置について

第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

(付託委員会)

第10 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第4号) (厚生)

第11 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について (総務文教)

第12 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
(総務文教)

第13 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)  
(厚生)

第14 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第10号)  
(総務文教・産業建設)

第15 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号) (厚生)

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

総務文教委員会

- 1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

- 1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

- 1 議会の情報公開に関する調査について

議第52号 監査委員の選任について

議第53号 監査委員の選任について

---

午前10時0分

○事務局長（牛迫秀基君） おはようございます。

議員の皆様のはえある御当選を心からお喜び申し上げます。

今臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、緒方誠也議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

緒方誠也議員、よろしく申し上げます。

（臨時議長 緒方誠也君議長席に着く）

○臨時議長（緒方誠也君） おはようございます。

地方自治法第107条の規定により臨時に議長の職務を行います。

よろしくようお願い申し上げます。

---

開会

午前10時1分 開会

○臨時議長（緒方誠也君） ただいまから平成19年第2回水俣市議会臨時会を開会します。

---

市長のあいさつ

○臨時議長（緒方誠也君） 宮本市長から発言を求められております。

この際、発言を許します。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） お許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る4月22日に執行されました市議会議員選挙に当たり、市民の負託を得られ、めでたく御当選の栄に浴されました。

心からお喜びを申し上げます。

また、本日は、改選後の初の議会を開会する運びになり、まことに御同慶にたえない次第でございます。

御承知のとおり、水俣病問題は、公式確認から51年を迎えましたが、平成19年3月31日現在で水俣病認定申請者数が5,102人になるなど、水俣病問題はいまだに解決を見ません。

さらに、そのような水俣の地に産業廃棄物最終処分場の建設計画がなされるなど、本市を取り巻く諸情勢は極めて厳しく、行財政の各般にわたり幾多の困難な問題が山積をいたしております。

このような情勢のもとで、地方自治の本旨は、地域の実情や住民の意向に密着し、住民の福祉の増進と地域の振興発展を図るためにあると認識をいたしております。

市議会、先輩各位がたゆまぬ御努力により築き上げてこられた成果を踏まえ、今後これまで以上に議会と執行部が力を合わせ、当面する課題に対応していくことが肝要であると考えております。

議員各位におかれましては、市政の現状を御理解いただきまして、格別の御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますよう切にお願いを申し上げます。

最後に、議員各位の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念いたしまして、簡単ではございますが、ごあいさつといたします。

○臨時議長（緒方誠也君） 以上で市長のあいさつは終わりました。

---

○臨時議長（緒方誠也君） これから本日の会議を開きます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（緒方誠也君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席と指定します。

---

#### 日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（緒方誠也君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（緒方誠也君） ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（緒方誠也君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（緒方誠也君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（緒方誠也君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○臨時議長（緒方誠也君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川末長議員及び谷口眞次議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○臨時議長（緒方誠也君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

松本和幸議員 10票

平松辰弘議員 4票

緒方誠也 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって松本和幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました松本和幸議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

松本和幸議員にごあいさつをお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○臨時議長(緒方誠也君) 松本和幸議員。

(松本和幸君登壇)

○松本和幸君 ただいま市議会議員の皆様方の議長選挙におきまして、議長の任命を受けました松本でございます。

議員各位に対して、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

それと同時に、これまで24年間、多くの市民に御支援いただきましたことに対しても、改めてこの場をかりましてお礼を申し上げる次第でございます。

今水俣は、皆さんも御存じのように、いろんな問題を抱えております。財政問題にしても、今年度の、19年度の当初予算で借金が135億6,000万、企業会計を入れますと380億近くの借金を抱えておる。非常に厳しい状況にあります。今まで宮本市長以下執行部の皆さんも行革に対して一生懸命努力をされてきておられますけども、なお一層の行革を進めていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

それから、医療センターの問題にしても、今、市民が大きな関心を持っている事項でございますので、救急医療センターとしての機能が十分果たせるような体制が一日でも早くできるような形で、議会としても全面的に協力をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、産廃問題にしても、非常にこの前の説明会にしても、なかなか我々が思っているようにはいきません。今、市長を会長として、いろんな形の中で反対運動を展開してきておりますけども、我々が思っているようにはなかなか相手もしたたかなところがありますので、執行部とも十分協議をしながら、これからの運動の展開そのものもやはり変えていかなきゃいけない状況が来るのではないかなというふうに思っておりますので、その付近は、執行部と議会が一致結束して産廃を阻止するというのを念頭に置いて展開をしていかなければいけないというふうに思っております。

それから、ダイオキシン問題にしてもそうありますが、議会も全会一致で県にも要望しておりますので、その要望に沿ってできるだけ早くこれが処理できるように、議会として、また執行部の皆さんと一緒に働きかけをしていかなきゃいけないというふうに思っております。

先ほど市長のごあいさつの中でも、この水俣病問題もありましたが、51年たった今、まだ解決に至っていない、これを早く解決をしなきゃいけない。今度、自民党与党のプロジェクトチームで6月に新しい水俣病解決策を出すということでございますので、それを見きわめた上で我々議会としてもどういうふうな形の中で応援体制ができるのか、あるいは執行部とも十分相談をしながら進めていかなければいけない問題だろうというふうに思っておりますので、そういうことで、これから、先ほどもお話しましたように、水俣としては大きな問題をたくさん抱えております。今、話ただけでもこの水俣だけで解決できる問題じゃありません。県、国の力をかりながら解決していかなければいけない問題ばかりでございますので、その付近は、宮本市長初め執行部の皆さんと一緒に力を合わせて水俣発展のために誠心誠意努力をしていく覚悟でございますので、どうか議員各位の御支援、そして執行部の皆さんの御協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、甚だ簡単、粗辞でございますが、議長就任のお礼の言葉にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○臨時議長（緒方誠也君） 御協力ありがとうございました。

議長が決まりましたので、議長と交代します。

議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長 緒方誠也君退席）

（議長 松本和幸君議長席に着く）

○議長（松本和幸君） この際しばらく休憩します。

午前10時20分 休憩

---

午前11時50分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

○議長（松本和幸君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定します。

松本和幸の議席番号を1番に、中原泰子議員の議席番号を2番に、高岡利治議員の議席番号を3番に、塩崎信介議員の議席番号を4番に、川上紗智子議員の議席番号を5番に、福田斉議員の議席番号を6番に、大川末長議員の議席番号を7番に、西田弘志議員の議席番号を8番に、中村幸治議員の議席番号を9番に、谷口眞次議員の議席番号を10番に、牧下恭之議員の議席番号を11

番に、瀧上道昭議員の議席番号を12番に、真野頼隆議員の議席番号を13番に、岩阪雅文議員の議席番号を14番に、そのほかの議員はお手元に配付の議席表のとおりそれぞれ指定します。

したがって各議員は、ただいま指定した議席に御着席願います。

(議員各位新議席に着く)

---

○議長（松本和幸君） この際諸般の報告をします。

地方自治法第180条第2項の規定による市長の専決処分報告1件が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、監査委員から、平成18年度後期の定期監査の結果報告、平成19年2月分一般会計、特別会計等及び公営企業会計の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期臨時会に地方自治法第121条の規定により、宮本市長、森副市長、葦浦総務企画部長、吉海産業建設部長、吉本福祉環境部長、濱崎総合医療センター事務部長、小林産業建設部産業づくり総室長、桑畑福祉環境部次長、吉村水道局長、田上総務課長、松本企画課長、本山財政課長、大淵教育長、坂本教育次長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

#### 日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長（松本和幸君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において中原泰子議員、野中重男議員を指名します。

---

#### 日程第5 会期の決定について

○議長（松本和幸君） 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日1日とすることに決定しました。

---

日程第6 副議長の選挙について

○議長（松本和幸君） 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（松本和幸君） ただいまの出席議員数は18人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○議長（松本和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（松本和幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

（氏名点呼）

（各員投票）

○議長（松本和幸君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（松本和幸君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に大川末長議員及び谷口眞次議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

（投票点検）

○議長（松本和幸君） 選挙の結果を報告します。

投票総数18票

これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち

有効投票 18票

無効投票 0票

有効投票中

渕上道昭議員 10票

中村幸治議員 4票

野中重男議員 4票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。

したがって渕上道昭議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました渕上道昭議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選の告知をします。

渕上道昭議員にごあいさつをお願いします。

(「議長」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 渕上道昭議員。

(渕上道昭君登壇)

○渕上道昭君 ただいま副議長の選挙にて、推挙いただきました渕上でございます。

この副議長の職を全力で頑張っていきますので、執行部の方々、そして議員の方々の御指導をお願い申し上げ、簡単ですけれども、ごあいさついたします。

ありがとうございました。

---

日程第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

○議長(松本和幸君) 日程第7、常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務文教常任委員に中原泰子議員、塩崎信介議員、川上紗智子議員、谷口眞次議員、岩阪雅文議員、平松辰弘議員、以上6人を、厚生常任委員に、大川末長議員、西田弘志議員、中村幸治議員、真野頼隆議員、野中重男議員、緒方誠也議員、以上6人を、産業建設常任委員に松本和幸、高岡利治議員、福田斉議員、牧下恭之議員、渕上道昭議員、田中功議員、以上6人を、議会運営委員に高岡利治議員、福田斉議員、谷口眞次議員、真野頼隆議員、平松辰弘議員、野中重男議員、以上6人を、それぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員及び議会運営委員に選任することに決定しました。

○議長（松本和幸君） しばらく休憩します。

午後0時7分 休憩

午後0時12分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第8 特別委員会の設置について

○議長（松本和幸君） 日程第8、特別委員会の設置についてを議題とします。

#### 特別委員会の設置について

- |         |  |
|---------|--|
| 1. 名称   | 公害環境対策特別委員会                            |
| 1. 構成人員 | 9人                                     |
| 1. 調査期限 | 平成23年4月30日まで閉会中の継続調査とする                |
| 1. 調査内容 | 水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について                |
| 1. 調査費用 | 議会費既決予算の中から支出する                        |
| .....   |  |
| 1. 名称   | 高速交通対策特別委員会                            |
| 1. 構成人員 | 8人                                     |
| 1. 調査期限 | 平成23年4月30日まで閉会中の継続調査とする                |
| 1. 調査内容 | 九州新幹線鹿児島ルート並びに南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題について |
| 1. 調査費用 | 議会費既決予算の中から支出する                        |
| .....   |  |
| 1. 名称   | 廃棄物最終処分場問題特別委員会                        |
| 1. 構成人員 | 10人                                    |
| 1. 調査期限 | 調査終了の日まで                               |
| 1. 調査内容 | 長崎・木臼野地区における廃棄物最終処分場建設に関する諸問題について      |
| 1. 調査費用 | 議会費既決予算の中から支出する                        |

○議長（松本和幸君） お諮りします。

水俣病対策及び環境保全に関する諸問題の調査を行うため、委員9人で構成する公害環境対策特別委員会、九州新幹線鹿児島ルート及び南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する高速交通対策特別委員会及び長崎・木臼野地区における廃棄物最終処分場建設に関する諸問題の調査を行うため、委員10人で構成する廃棄物最終処分場問題特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって公害環境対策特別委員会、高速交通対策特別委員会及び廃棄物最終処分場問題特別委員会は、設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、公害環境対策特別委員に高岡利治議員、福田斉議員、大川末長議員、西田弘志議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、瀧上道昭議員、真野頼隆議員、野中重男議員、以上9人を、高速交通対策特別委員に中原泰子議員、塩崎信介議員、川上紗智子議員、岩阪雅文議員、牧下恭之議員、平松辰弘議員、田中功議員、緒方誠也議員、以上8人を、廃棄物最終処分場問題特別委員に中原泰子議員、高岡利治議員、塩崎信介議員、川上紗智子議員、西田弘志議員、瀧上道昭議員、真野頼隆議員、岩阪雅文議員、平松辰弘議員、緒方誠也議員、以上10人をそれぞれ指名したいと思いません。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました9人の議員を公害環境対策特別委員に、8人の議員を高速交通対策特別委員に、10人の議員を廃棄物最終処分場問題特別委員に選任することに決定しました。

---

○議長(松本和幸君) この際、各議員にお願いします。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午後0時15分 休憩

---

午後1時44分 開議

○議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務文教常任委員会

委員長 谷口眞次議員

副委員長 平松辰弘議員

厚生常任委員会

委員長 大川末長議員

副委員長 西田弘志議員

産業建設常任委員会

委員長 福田斉議員

副委員長 牧下恭之議員

議会運営委員会

委員長 真野頼隆議員

副委員長 野中重男議員

公害環境対策特別委員会

委員長 野中重男議員

副委員長 中村幸治議員

高速交通対策特別委員会

委員長 平松辰弘議員

副委員長 岩阪雅文議員

廃棄物最終処分場問題特別委員会

委員長 緒方誠也議員

副委員長 真野頼隆議員

以上のとおりであります。

次に、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)

総務文教委員会

1 一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について

厚生委員会

1 環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について

産業建設委員会

1 商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（松本和幸君） 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年5月16日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年5月16日

厚生常任委員長 大川 末 長

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件 名	理 由
-------	-----	-----

	環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
--	-------------------------------	----------------

閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年5月16日

産業建設常任委員長 福田 齊

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
	商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉会中継続調査申出書

本委員会は、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第104条の規定により申し出ます。

平成19年5月16日

議会運営委員長 真野 頼 隆

水俣市議会議長 松本和幸様

記

事件の番号	件名	理由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（松本和幸君） 日程第9、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、松本和幸、高岡利治議員、福田斉議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、岩阪雅文議員、田中功議員、野中重男議員、以上8人の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました8人の議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました8人の議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました松本和幸、高岡利治議員、福田斉議員、中村幸治議員、谷口眞次議員、岩阪雅文議員、田中功議員、野中重男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による告知をします。

---

○議長（松本和幸君） これから提出議案の審議に入ります。

日程第10 議第46号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第4号）

日程第11 議第47号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第48号 専決処分の報告及び承認について

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第49号 専決処分の報告及び承認について

専第6号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）

日程第14 議第50号 専決処分の報告及び承認について

専第7号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

日程第15 議第51号 専決処分の報告及び承認について

専第8号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（松本和幸君） 日程第10、議第46号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第51号専決処分の報告及び承認についてについてまで、6件を一括して議題とします。

議第46号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第3号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第4号）

専第3号

専決処分書

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月27日専決

水俣市長職務代理者 水俣市助役 森近

（専決処分を必要とする理由）

平成17年度老人医療給付費県費負担金に返還金が生じたため、予算措置に急施を要し専決処分するものである。

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第4号）

平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,340千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,506,898千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第4号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
6. 諸収入		24,647	2,340	26,987
	2. 雑収入	24,646	2,340	26,986
補正されなかった款に係る額		4,479,911		4,479,911
歳入合計		4,504,558	2,340	4,506,898

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
3. 諸支出金		319	2,340	2,659
	1. 諸支出金	319	2,340	2,659
補正されなかった款に係る額		4,504,239		4,504,239
歳出合計		4,504,558	2,340	4,506,898

議第47号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3

項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第4号

#### 専 決 処 分 書

水俣市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成19年3月30日専決

水俣市長 宮本勝彬

#### 水俣市税条例の一部を改正する条例

水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「均等割額によって」の次に「、第5号の者に対しては法人税割額によって」を加え、同項第4号中「の定」を「の定め」に改め、同項に次の1号を加える。

(5) 法人課税信託（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの  
第23条第2項中「本節」を「この節」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第3項中「の定」を「の定め」に、「行なう」を「行う」に改め、「含む。）」の次に「又は法人課税信託の引受けを行うもの」を加え、「本節」を「この節」に改め、「これに」を削る。

第31条第2項の表第1号中「（昭和40年法律第34号）」を削る。

第51条第1項第4号を次のように改める。

(4) 民法（明治29年法律第89号）第34条の公益法人及びこれに準ずるもの

第95条中「3,064円」を「3,298円」に改める。

第131条第5項中「第36条の2の4」を「第36条の2の3」に改める。

附則第10条の2第4項第2号中「第12条第23項」を「第12条第22項」に改め、同条第5項中「第12条第25項」を「第12条第24項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 令附則第12条第28項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) 改修工事が完了した年月日

(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由

附則第11条の2の次に次の1条を加える。

（平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例）

第11条の3 法附則第17条の3第1項に規定する鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平

成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

- 2 法附則第17条の3第7項に規定する特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不相当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

附則第16条の2第1項を削り、同条第2項中「平成18年7月1日以後に売渡し等が行われた」及び「及び前項」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項を同条第2項とする。

附則第17条の2第3項中「第36条の5から第37条まで」を「第36条の5、第37条」に改める。

附則第19条の2第1項中「証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引」を「金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第28条第8項第3号イに掲げる取引」に改める。

附則第19条の3中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第20条第7項中「平成19年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第20条の4第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改める。

附則第20条の4の次に次の1条を加える。

（保険料に係る個人の市民税の課税の特例）

第20条の5 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料（租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。）については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

- 2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者（同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第17条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日
- (2) 第23条及び第31条第2項の改正規定 信託法（平成18年法律第108号）の施行の日
- (3) 附則第19条の2第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65条）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の水俣市民税条例（以下「新条例」という。）附則第20条の5第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法の一部を改正する法律（第19年法律第4号）の改正時期が遅れ、市税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

## 議第48号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
専第5号

### 専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成19年3月30日専決

水俣市長 宮本勝彬

### 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項及び第11条第1項中「53万円」を「56万円」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（専決処分を必要とする理由）

地方税法の一部を改正する法律（平成19年法律第4号）の改正時期が遅れ、国民健康保険税賦課に急施を要するので専決処分するものである。

---

## 議第49号

### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第6号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）  
専第6号

### 専 決 処 分 書

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

平成18年度国保直営診療施設運営特別費用助成繰出金が生じたため、予算措置に急施を要し専決処分するものである。

#### 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,597千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,136,457千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第4号)

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
3. 国 庫 支 出 金		1,250,982	166,597	1,417,579
	2. 国 庫 補 助 金	461,101	166,597	627,698
補正されなかった款に係る額		2,718,878		2,718,878
歳 入 合 計		3,969,860	166,597	4,136,457

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
9. 諸 支 出 金		33,757	166,597	200,354
	2. 繰 出 金	19,900	166,597	186,497
補正されなかった款に係る額		3,936,103		3,936,103
歳 出 合 計		3,969,860	166,597	4,136,457

#### 議第50号

##### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

#### 専第7号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第10号)

##### 専第7号

##### 専 決 処 分 書

平成18年度水俣市一般会計補正予算(第10号)を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日専決

水俣市長 宮本勝彬

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成18年度水俣市一般会計補正予算（第10号）

平成18年度水俣市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（第10号）

歳 入 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
18. 繰 入 金		337,382	△4,200	333,182
	1. 基 金 繰 入 金	337,382	△4,200	333,182
21. 市 債		929,500	4,200	933,700
	1. 市 債	929,500	4,200	933,700
補正されなかった款に係る額		11,874,985		11,874,985
歳 入 合 計		13,141,867	0	13,141,867

歳 出 (単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
8. 消 防 費		384,477	0	384,477
	1. 消 防 費	384,477	0	384,477
10. 災 害 復 旧 費		583,671	0	583,671
	1. 農林水産施設災害復旧費	87,935	0	87,935
	2. 公共土木施設災害復旧費	494,234	0	494,235
補正されなかった款に係る額		12,173,719		12,173,719
歳 出 合 計		13,141,867	0	13,141,867

第2表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事 業 名	金 額
2. 総 務 費	1. 総 務 管 理 費	交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	千円 4,693

第3表 地 方 債 補 正

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
過 疎 対 策 事 業	千円 284,100				千円 284,000			
災 害 復 旧 事 業	83,000				87,300			
補 正 さ れ な か っ た 事 業 に 係 る 額	562,400				562,400			
計	929,500				933,700			

議第51号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

専第8号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

専第8号

専 決 処 分 書

平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成19年3月30日専決

水俣市長 宮本勝彬

（専決処分を必要とする理由）

国民健康保険調整交付金の交付決定に伴う他会計繰入金及び建設企業債の予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

平成18年度水俣市病院事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成18年度水俣市病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 平成18年度水俣市病院事業会計予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「122,303千円」を「122,306千円」に、過年度分損益勘定留保資金「81,790千円」を「81,793千円」に改め、資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)		(補正予定額)	( 計 )
	収	入		
第1款 総合医療センター資本的収入	1,000,036千円		△3千円	1,000,033千円
第1項 企 業 債	833,400千円		△166,600千円	666,800千円
第5項 繰 入 金	16,076千円		166,597千円	182,673千円
資 本 的 収 入 合 計	1,000,036千円		△3千円	1,000,033千円

○議長（松本満良君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

（市長 宮本勝彬君登壇）

○市長（宮本勝彬君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を説明させていただきます。

まず、議第46号専決処分の報告及び承認について、専第3号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成17年度水俣市老人医療給付費県費負担金に返還金が生じたため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ234万円を増額し、補正後の予算総額を45億689万8,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出において諸支出金を増額し、歳入において諸収入を増額しております。

次に、議第47号専決処分の報告及び承認について、専第4号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、第1点は、個人の市民税に係る改正で、個人が法人課税信託の引き受けを行う場合の法人税割の発生、特定非営利活動法人いわゆるNPO法人の公益性等を踏まえ、法人市民税の減免を実施するものです。

次に、上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の適用期限を1年延長するものであります。

第2点は、固定資産税に係る改正で、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の軽減措置の創設と平成19年度から鉄軌道用地の評価方法の見直しを実施するため規定の整備を講じようとするものです。

そのほか、地方税法において条文、文言の整備等が行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第48号専決処分の報告及び承認について、専第5号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容を申し上げますと、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を現行の53万円から56万円に引き上げるものであります。

次に、議第49号専決処分の報告及び承認について、専第6号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成18年度国保直営診療施設運営特別費用助成繰出金の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,659万7,000円を増額し、補正後の予算総額を41億3,645万7,000円とするものであります。

補正の内容としましては、歳出において繰出金を増額し、歳入において国庫支出金を増額いた

しております。

次に、議第50号専決処分の報告及び承認について、専第7号平成18年度水俣市一般会計補正予算第10号について申し上げます。

今回の補正は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

補正内容としましては、地方債補正として、過疎対策事業及び災害復旧事業の限度額を変更しております。

また、繰越明許費補正として、交通安全施設整備事業を補正しております。

次に、議第51号専決処分の報告及び承認について、専第8号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成18年度国民健康保険特別調整交付金の増額が決定され、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、資本的収入額を3,000円減額し、補正後の資本的収入額を10億3万3,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、本市総合医療センターが平成18年7月に導入しました総合情報システムが、国民健康保険調整交付金の特別調整交付金の対象事業として採択され、新たに1億6,659万7,000円の交付が決定されたことによるものです。

これは、本市国民健康保険事業特別会計を通して交付されるため、予算上は他会計繰入金として計上しているものです。

また、これにより同システム導入の財源として、当初予定していた建設企業債を1億6,660万円減額し、財源を振りかえるものであります。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第46号から議第51号までについて、順次提案理由の御説明を申し上げますが、慎重審議を賜り、速やかに御可決いただきますようお願いいたします。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩いたします。

午後1時56分 休憩

---

午後1時57分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

議第46号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第47号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第48号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第49号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第50号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認めます。

議第51号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松本和幸君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案6件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午後1時58分 休憩

---

午後3時15分 開議

○議長(松本和幸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど各常任委員会に付託しておりました議案6件について、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長谷口眞次議員。

(総務文教委員長 谷口眞次君登壇)

○総務文教委員長(谷口眞次君) ただいま議題となりました議案のうち、総務文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、専決処分されました議第47号水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について申し

上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、市税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

改正の主な内容は、NPO法人の公益性等を踏まえ、法人税の減免の実施、上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の適用期限の1年延長、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に、同じく専決処分されました議第48号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴い、国民健康保険税賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

改正の内容は、基礎課税額に係る課税限度額を、現行の53万円から56万円に引き上げるものであるとの説明を受け質疑を行いました。

質疑の中で、限度額引き上げは全国一律かとただしたのに対し、地方税法改正による限度額引き上げであるが、都市部においては若年層が多く医療費負担が少ないため引き上げを行わないところもあるとの答弁でありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

次に、同じく専決処分されました議第50号平成18年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について申し上げます。

本案は、地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであります。

補正の主な内容は、第8款消防費で消防施設費の財源調整を行ったものである。また、繰越明許費補正として、第2款総務費で交通安全施設整備事業を、地方債補正として、過疎対策事業を計上したとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で総務文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、厚生委員長大川末長議員。

（厚生委員長 大川末長君登壇）

○厚生委員長（大川末長君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第46号平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成17年度水俣市老人医療給付費県費負担金に返還金が生じ、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ234万円を増額し、補正後の予算総額を45億689万8,000円とするものである。

補正の内容は、歳出に諸支出金を増額し、歳入に諸収入を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、雑入に計上されている第三者納付金についてただしたのに対し、交通事故などの場合、その医療費は被害者に過失のないかぎり加害者が負担するのが原則となっており、立てかえ分を雑入として収入するものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、同じく専決処分されました議第49号平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成18年度国保直営診療施設運営特別費用助成繰出金の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億6,659万7,000円を増額し、補正後の予算総額を41億3,645万7,000円とするものである。

補正の内容は、歳出に繰出金を増額し、歳入に国庫支出金を増額しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

最後に、同じく専決処分されました議第51号平成18年度水俣市病院事業会計補正予算第4号について申し上げます。

本案は、平成18年度国民健康保険特別調整交付金の増額が決定され、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、資本的収入額を3,000円減額し、補正後の資本的収入額を10億3万3,000円とするものである。

補正の内容は、本市総合医療センターが平成18年7月に導入した総合情報システムが、国民健康保険調整交付金の特別調整交付金の対象事業として採択され、新たに1億6,659万7,000円の交付が決定されたことによるもので、本市国民健康保険事業特別会計を通して交付されるため、他会計繰入金を計上するものである。また、同システム導入の財源として予定していた建設企業債を1億6,660万円減額し、財源を振りかえるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で厚生委員会の審査報告を終わります。

○議長（松本和幸君） 次に、産業建設委員長福田斉議員。

（産業建設委員長 福田斉君登壇）

○産業建設委員長（福田 斉君） ただいま議題となりました議案のうち、産業建設委員会に付託されました専決処分の議第50号平成18年度水俣市一般会計補正予算第10号中付託分について、委員会における審査の経過並びに結果について申し上げます。

本案は、年度末における起債許可額の確定に伴い、起債限度額の変更等の予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものであり、補正の内容としましては、農林水産施設災害復旧費において、農林業施設の災害復旧について、激甚災害の指定を受けたことにより、補助率が高くなり地方債を一般財源に振りかえたための補正、そのほか起債の確定に伴うものであり、財源として市債をもって調整している。

また、地方債補正として、災害復旧工事の限度額を変更しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で産業建設委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年5月16日

総務文教常任委員長 谷口 眞 次

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成18年度水俣市一般会計補正予算（第10号）付託分	承 認	全員賛成

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年5月16日

厚生常任委員長 大 川 末 長

水俣市議会議長 松 本 和 幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成18年度水俣市老人保健特別会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成18年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市病院事業会計補正予算(第4号)	承認	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第103条の規定により報告します。

平成19年5月16日

産業建設常任委員長 福田 齊

水俣市議会議長 松本和幸 様

記

事件の番号	件名	議決の結果	備考
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成18年度水俣市一般会計補正予算(第10号)付託分	承認	全員賛成

○議長（松本和幸君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第46号専決処分の報告及び承認についてから、議第51号専決処分の報告及び承認についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本6件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

○議長（松本和幸君） この際、しばらく休憩します。

午後 3 時27分 休憩

午後 4 時20分 開議

○議長（松本和幸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、御報告します。

ただいま市長から、人事案 2 件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

この際、議第52号監査委員の選任について、議第53号監査委員の選任について、以上 2 件を急  
施事件と認め、日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって議第52号監査委員の選任について、議第53号監査委員の選任についてを日程に追加  
し、議題とすることに決定しました。

議第52号 監査委員の選任について（日程追加）

議第53号 監査委員の選任について（日程追加）

○議長（松本和幸君） 議第52号監査委員の選任について、議第53号監査委員の選任についてを議  
題とします。

---

### 議第52号

#### 監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議  
会の同意を求める。

平成19年 5 月16日提出

水俣市長 宮 本 勝 彬

住 所 水俣市古賀町 2 丁目 8 番 5 号

氏 名 今 井 光 義

生年月日 昭和18年 2 月24日

（提案理由）

本市の監査委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

### 議第53号

#### 監査委員の選任について

本市の議員のうちから選任する監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196  
条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

平成19年5月16日提出

水俣市長 宮本勝彬

住 所 水俣市江南町6番2号  
氏 名 田 中 功  
生年月日 昭和27年3月2日

(提案理由)

議員のうちから選任する監査委員として、本案のように選任しようとするものである。

---

○議長（松本和幸君） 地方自治法第117条の規定により、田中功議員の退席を求めます。

(田中功君退場)

○議長（松本和幸君） 提案理由の説明を求めます。

宮本市長。

(市長 宮本勝彬君の登壇)

○市長（宮本勝彬君） 本日、追加提案をいたしました議案につきまして、順次提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第52号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、本市の監査委員として、永野正剛前監査委員の後任に今井光義氏を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、福祉事務所長、福祉環境部長を歴任され、平成15年3月に水俣市役所を定年退職されましたが、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第53号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、岩阪雅文前委員の後任に田中功議員を選任いたしたく御提案申し上げるものであります。

同氏につきましては、御承知のとおり、産業建設委員会委員長、高速交通対策特別委員会委員長を歴任され、人格、識見ともにすぐれ、本市の監査委員としてまことに適任であると存じます。

以上、追加提案をいたしました各議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松本和幸君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本2件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（松本和幸君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本2件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本2件について討論はありませんか。

（「あり」「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 岩阪雅文議員。

○岩阪雅文君 私は、議第52号並びに53号について、反対の立場で討論します。

本案件は、さきの市長選挙における功労人事と受け取れるため、公正でないと判断をします。

以上によって同意できません。

以上です。

○議長（松本和幸君） 野中重男君。

○野中重男君 私は、議第52号監査委員の選任について、賛成の立場から討論いたします。

市長が提案された今井光義氏は、人格、識見ともすぐれた方であります。また、福祉環境部長等を経験されておりまして、行政の中身についても精通されている方であります。今井氏の経歴からして、適任と判断します。

よって本案については、賛成であります。

次に、議第53号監査委員の選任について、議員の中からの監査委員の選任について、賛成の立場で討論を行います。

市長御提案のとおり、田中議員は、人格、識見ともすぐれた方であります。また、議員の経歴からしましても、財務諸表等についても極めて明るい方であります。

よって本案については、賛成であります。

以上、終わります。

○議長（松本和幸君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松本和幸君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

（田中功君入場）

○議長（松本和幸君） これから採決します。

議第52号監査委員の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松本和幸君） 起立多数であります。

したがって本件は、同意することに決定しました。

---

(田中功君退場)

○議長（松本和幸君） 議第53号監査委員の選任についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように、御異議がありますので、起立により採決します。

本件は、これに同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（松本和幸君） 起立少数であります。

したがって本件は、同意しないことに決定しました。

---

(田中功君入場)

○議長（松本和幸君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで平成19第2回水俣市議会臨時会を閉会します。

午後4時28分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 臨時議長 緒方誠也

議長 松本和幸

署名議員 中原泰子

署名議員 野中重男

## 平成19年5月第2回水俣市議会臨時会（5月16日）

### 〔議 案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第46号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 平成19年度水俣市老人保健 特別会計補正予算(第4号)	5月16日	厚 生	5月16日 承 認	
議第47号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 水俣市税条例の一部を改正 する条例の制定について	5月16日	総務文教	5月16日 承 認	
議第48号	専決処分の報告及び承認について 専第5号 水俣市国民健康保健税条例 の一部を改正する条例の制 定について	5月16日	総務文教	5月16日 承 認	
議第49号	専決処分の報告及び承認について 専第6号 平成18年度水俣市国民健康 保険事業特別会計補正予算 (第4号)	5月16日	厚 生	5月16日 承 認	
議第50号	専決処分の報告及び承認について 専第7号 平成18年度水俣市一般会計 補正予算(第10号)	5月16日	総務文教 産業建設	5月16日 承 認	
議第51号	専決処分の報告及び承認について 専第8号 平成18年度水俣市病院事業 会計補正予算(第4号)	5月16日	厚 生	5月16日 承 認	
議第52号	監査委員の選任について (今井光義君)	5月16日	省 略	5月16日 同 意	
議第53号	監査委員の選任について (田中 功君)	5月16日	省 略	5月16日 否 決	

### 〔選 挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長の選挙について	5月16日	松 本 和 幸	投 票
副議長の選挙について	5月16日	渕 上 道 昭	投 票
水俣芦北広域行政事務組合議 会議員の選挙について	5月16日	松本和幸・高岡利治・福田 齊・中村幸治 谷口真次・岩阪雅文・田中 功・野中重男	指名推選

### 〔選 任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員及び議会運営委員の選任に ついて	5月16日	(参考資料参照)

公害環境対策特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)
高速交通対策特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)
廃棄物最終処分場問題特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第3号	専決処分の報告について	5月16日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに教育等に関する諸問題の調査について	5月16日	総務文教	5月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター等に関する諸問題の調査について	5月16日	厚 生	5月16日 継続調査	
商工観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	5月16日	産業建設	5月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	5月16日	議会運営	5月16日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

(参考資料)

## 水俣市議会構成一覽表

(平成19年5月16日現在)

議 長	松 本 和 幸	平成19年5月16日当選
副 議 長	瀧 上 道 昭	平成19年5月16日当選

常任委員会

(平成19年5月16日選任)

委員会名	正副委員長	委 員	
総務文教 定数6人	(正) 谷 口 眞 次	中 原 泰 子	川 上 紗智子
	(副) 平 松 辰 弘	塩 崎 信 介	岩 阪 雅 文
厚 生 定数6人	(正) 大 川 末 長	中 村 幸 治	野 中 重 男
	(副) 西 田 弘 志	真 野 頼 隆	緒 方 誠 也
産業建設 定数6人	(正) 福 田 齊	松 本 和 幸	瀧 上 道 昭
	(副) 牧 下 恭 之	高 岡 利 治	田 中 功

議会運営委員会 (定数9人)

(平成19年5月16日選任)

正副委員長	委 員	
(正) 真 野 頼 隆	高 岡 利 治	谷 口 眞 次
(副) 野 中 重 男	福 田 齊	平 松 辰 弘

特別委員会

(平成19年5月16日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委 員			
公害環境 定数9人	(正) 野中重男	高岡 利治	大川 末長	谷口 眞次	真野 頼隆
	(副) 中村幸治	福田 齊	西田 弘志	西田 弘志	
高速交通 定数8人	(正) 平松辰弘	中原 泰子	川上紗智子	田中 功	
	(副) 岩阪雅文	塩崎 信介	牧下 恭之	緒方 誠也	
廃棄物最終 処分場問題 定数10人	(正) 緒方誠也	中原 泰子	塩崎 信介	西田 弘志	岩阪 雅文
	(副) 真野頼隆	高岡 利治	川上紗智子	瀧上 道昭	平松 辰弘